

国宝瑠璃光寺五重塔改修に伴う観光コンテンツ制作業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

国宝瑠璃光寺五重塔の約70年ぶりの檜皮葺屋根の全面改修の機会を活かし、瑠璃光寺五重塔が持つ歴史的な価値を市内外に発信し、観光地としての認知度及び魅力度の向上を図り、瑠璃光寺五重塔が在る香山公園への更なる観光誘客を促進することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

国宝瑠璃光寺五重塔改修に伴う観光コンテンツ制作業務

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

(4) 業務内容

別紙「国宝瑠璃光寺五重塔改修に伴う観光コンテンツ制作業務仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 業務実施上の注意点

- (1) 2に掲げる業務の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)は、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置すること。統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連携調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 令和5年4月1日現在、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和5年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の区分60「業務委託（企画・制作）」のコ

ード06「イベント等の企画」、またはコード07「イベント等の運営」、または区分099「業務委託（その他）」のコード099「その他」の営業種目に登録している者。

なお、参加表明時点において同資格を有していない場合においても、令和5年4月17日（月）までに申請し、令和5年5月1日時点で登録される者については参加資格を有するものとする。

(4) 令和5年4月1日から契約締結日までの間、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 市税等に滞納がない者であること。

## 5. スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和5年4月 3日（月）
質問の受付期間	令和5年4月 3日（月）から 令和5年4月14日（金）午後5時まで
参加意向申出書受付	令和5年4月 3日（月）から 令和5年4月21日（金）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年4月19日（水）
応募書類受付	令和5年4月24日（月）から 令和5年5月 8日（月）午後5時まで
プレゼンテーション日程通知	令和5年5月 9日（火）
プレゼンテーション実施（評価委員会）	令和5年5月12日（金） ※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和5年5月15日（月） ※変更の場合あり
契約締結	令和5年5月19日（金） ※変更の場合あり

## 6. プロポーザル参加意向申出書の提出

### (1) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

※参加申込者（本社）の所在地・商号又は名称、代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

### (2) 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時まで

### (3) 提出先

本実施要領 13 に記載

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便とし、提出期限内必着）

(5) 提出部数

1 部

7. 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、電子メールにて質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。なお、当該業務にかかる説明会は開催しない。

(1) 提出書類 「質問書」（様式第 2 号）

(2) 提出期限 令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法及び提出先

提出は電子メールによること。

提出先は本実施要領 13 に記載。

(4) 回答は、質問者名をふせて市ウェブサイト (<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>) に掲載する。ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市ウェブサイトには回答を掲載せず、個別に回答する。

8. 応募書類

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式第 3 号）

イ 企画書（様式第 4 号）

ウ 積算書（任意様式）

エ 運営管理体制書（様式第 5 号）

オ 類似・関連事業実績書（様式第 6 号）

カ 誓約書（様式第 7 号）

キ 添付資料

①市税の滞納が無いことを証明する書類

②応募者の概要が分かるもの（会社案内等、既存のパンフレットで可）

(2) 提出部数

上記（1）の提出物ア～キについて、正本 1 部、副本（コピー）8 部を提出すること。

※各部とも上記（1）提出物の順に整えて並べ、インデックスを貼ること。

(3) 留意事項

ア 上記（1）アからカまでの様式は、A4 判縦置き横書き、片面使用とする。ただし、

資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。  
イ 上記(1)ア、イの企画内容については、本公募型プロポーザルの受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画提案書等を基にして、市との協議により、実施内容を決定することとする。

(4) 提出期限 令和5年5月8日(月)午後5時まで

(5) 提出先 本実施要領13に記載

(6) 提出方法 持参のみ

(7) その他

ア 提出された応募書類は、返却しない。

イ 提出された応募書類は、委託事業者選定以外の目的で使用しない。ただし、山口市情報公開条例(平成17年山口市条例第11号)第4条に基づく公開請求があった場合は、同条例第5条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

## 9. 審議及び受託候補者の選定

### (1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)によって審議を行う。

### (2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより(3)の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に、受託候補者を決定する。ただし、応募者が多数の場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時 令和5年5月12日(金)午前9時30分から(予定)

※日時及び場所等の詳細については参加業者数等により変更する場合もあるため別途連絡する。

イ 開催場所 山口市亀山町2-1 山口市役所会議室棟 B会議室(予定)

ウ 出席者 3名以内

エ 発表時間 35分以内(提案説明20分以内、質疑応答15分以内)

オ その他 プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、事務担当部課(本実施要領13に記載)に事前に連絡するこ

と。

(3) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基準により採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により最も高い評価点を得た提案者を受託候補者として選定する。ただし、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、次の各号に定める順により受託候補者を選定する。

ア 最も高い評価点を獲得した評価項目数の多い者

イ 評価委員会の審議

(5) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を受託候補者として特定し、提案者全てに結果通知書（様式第8号）により通知するほか、市ウェブサイトで公表する。

10. プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11. 契約の方法

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、委託契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、山口市情報公開条例(平成17年山口市条例第11号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

12. その他

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、本業務の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

- (3) 提出した応募書類等を本市の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 応募書類等の作成・提出やプレゼンテーションに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務委託契約締結の段階で、業務委託条件・仕様等は、若干の修正を行うことがある。

### 13. 事務担当部課

山口市交流創造部観光交流課 観光交流担当

〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1

電話番号 083-934-2810

FAX番号 083-934-2649

E-mail kanko@city.yamaguchi.lg.jp